

復興特区支援利子補給金について

復興特区支援利子補給金は、東日本大震災からの復興を進める上で中核となる事業に必要な資金の融資に対する利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援する国の制度です。

1 対象となる事業と要件について

下記の表に規定された事業のうち、復興推進計画の目標を達成するうえで中核となる(要件を満たす)ものが該当になります。

区分	事業内容	要件
第1号	疾病又は障害の新たな治療方法の研究開発及びその成果の企業化等、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業	D、E
第2号	農林水産業及び関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業	
第3号	エネルギーの使用による環境への負荷の低減に関する技術の研究開発及びその成果の企業化等、エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーの利用の促進等に関する事業	
第4号	地球温暖化対策、リサイクルの推進その他地域における環境の保全(良好な環境の創出を含む。)に係る事業	A、B、C
第5号	新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、雇用機会の創出に資するもの	
第6号	地域産業の高度化又は活性化に寄与する事業であって、雇用機会の創出に資するもの	
第7号	貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する事業	D、E
第8号	情報通信基盤の整備等に関する事業	
第9号	地域における公共交通機関の整備等に関する事業	

【要件について】

- ★ **要件A** … 当該事業における業種が、売上高又は生産額もしくは、従業者数で一定の条件を満たすこと
- ★ **要件B** … 当該事業者の売上高又は生産額、もしくは従業者数が一定の条件を満たすこと
- ★ **要件C** … 当該事業の実施により、融資合計額ごとに掲げる人数の新規雇用を創出すること

当該事業者への融資合計額	3億円以上	10億円以上	30億円以上	50億円以上
新規雇用者数	3人以上	10人以上	30人以上	50人以上

- ★ **要件D** … 当該事業の実施が地域の復興のために推進すべき位置付けにある事業

※ 公的な各種計画(例:県及び市町村の復興計画又はそれに類する計画)に位置付けられていること など

- ★ **要件E** … 次のいずれかを満たすこと

- ① 当該事業の事業費の規模が一定の条件を満たすこと
- ② 新たな生産目的等を達成するための設備投資であって、事業費が一定の条件を満たすこと

2 対象融資と利子補給率

- 金融機関による単独の事業者への融資合計額が **3億円以上**（単独の事業者が同一市町村で行う事業に対する融資合計額は **100億円を上限**）
- **融資期間は原則 5年以上**のものを対象、運転資金は利子補給の対象外
- 利子補給率

区分	利子補給率
中小企業	貸付金利（上限 0.7%）
上記以外の者	貸付金利×0.8（上限 0.7%）

3 事業の流れ(主な流れ)

市が国に事業を応募し、採択された後、復興推進計画(案)を作成し、「市産業復興・雇用創出会議」による協議を踏まえ、国に認定の申請を行います。

国の計画認定後、続いて金融機関が国に指定申請を行い、指定を受けた後に金融機関は事業者に対し融資を行い、国より金融機関に対する利子補給金が行われます。

